



第6号様式（第8条関係）

一般廃棄物処理業許可証

5 環 第49号
令和6年3月26日

ビルド商事株式会社
代表取締役 梅宮 吉男 様

埴町長 宮田 秀利



令和6年3月8日付で申請のあった一般廃棄物取扱業については、下記のように許可します。

**この許可書写しは情報開示の一環としてホームページに公開した
もので、~~一般廃棄物の種類~~ ~~一般廃棄物（事業系）の収集・運搬~~ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4**

（委託契約に添付すべき書類）には該当しません。

至 令和8年 3月 31日

また、この許可証写しを利用した営業活動及びそれに類する行為

3. 収 集 区 域 埴町処理計画区域内

を禁じます。

4. 処 理 方 法 東白衛生組合の指示に従うこと。

5. 取 扱 料 金 東白衛生組合手数料条例に定める額とする。 **ビルド商事株式会社**

6. 許可証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

7. 許可証を亡失し、又はき損したときは、ただちにその事由を記載し、町長に届け出て再交付を受けなければならない。